

## 甲府市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1 この要領は、甲府市広告掲載要綱に定めるもののほか甲府市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の範囲)

第3 市ホームページに掲載する広告の範囲は、甲府市広告掲載要綱第3に定めるものとする。

2 市税の滞納がある者の広告は、掲載しないものとする。

(規格及びデザイン)

第4 広告の規格は、次のとおりとする。

(1)画面表示は、縦60ピクセル、横150ピクセルとする。

(2)データの形式はG I F、J P E G、P N G形式とし、容量は10キロバイト以内とする。

2 広告のデザインは、次のいずれにも該当しないものとする。

(1)市の事業であると誤解されるおそれのあるもの

(2)市ホームページのイメージを損なうおそれのあるもの

(3)画像に点滅、自動スクロール、アニメーション等を使用したもの

(4)前3号に定めるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(掲載場所及び掲載料)

第5 広告の掲載場所はトップページ（市民情報トップページ及び観光情報トップページ）または、サブページ（キッズページ及びシニアページ）とし、広告の掲載料は、次の表のとおりとする。

掲載場所	標準価格（月額）	6か月契約（月額）	年間契約（月額）
トップページ	20,000円	17,000円	15,000円
サブページ	10,000円	8,500円	7,500円

(掲載期間)

第6 広告の掲載期間は、1か月を単位に、最大12か月連続して掲載することができる。

(掲載位置及び掲載数)

第7 広告の掲載位置及び掲載数は、市長がその都度定める。

(広告掲載の募集)

第8 広告掲載希望者の募集は、公募によるものとし、募集は、毎年2月に次年度分の広告を一括して市ホームページ及び広報こうふにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、広告を随時募集することができる。

(掲載の優先順位)

第9 掲載の順位は申し込み順とする。ただし、同時期に第7に規定する掲載数を超える広告掲載の申し込みが複数あった場合には、次の順位により広告掲載の可否を決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

- (1) 国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 私企業又は自営業のうち、公益性の高いもので市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの
- (4) その他私企業又は自営業等

2 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第7に規定する掲載数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告原稿の作成及び費用)

第10 広告主は、広告の原稿を市長が指定する記録媒体等により、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 前項に規定する広告の原稿作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載期間の延長)

第11 広告掲載期間内に、市の都合により市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、市ホームページへの広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。